

「国有林野の管理経営に関する基本計画」の策定について

平成30年12月に、平成31年4月から取り組むこととなる次期「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）を公表しました。

管理経営基本計画とは、国有林野の管理経営に関する基本方針その他の基本的な事項を明らかにするため、「国有林野の管理経営に関する法律」第4条の規定に基づき、農林水産大臣が5年ごとに定める10年間の計画です。各地域の森林管理局長は、この計画に即して、流域（森林計画区）ごとに「地域管理経営計画」及び「国有林野施業実施計画」を定め、国有林野の管理経営を推進しています。

この管理経営基本計画は、9月、10月の林政審議会における審議と1ヶ月間のパブリックコメントにより得られた国有林への要望や期待等のご意見を踏まえた管理経営基本計画案を12月の林政審議会に諮問し、答申を受けて策定したものです。

今回の策定に当たっては、国民共通の財産である国有林野の管理経営について、公益重視の管理経営の一層の推進や林業の成長産業化への貢献等を柱として、昨年5月に成立した「森林経営管理法」に基づく国有林における「森林経営管理制度」が円滑に機能するように国有林

の取組等について計画に反映しました。

そのポイントは次のとおりです。

（1）公益重視の管理経営の一層の推進

- 重視すべき機能に応じ5タイプに区分し、公益林として管理経営

- 森林資源の成熟に伴い主伐が増加していく中、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を推進

- 総合的な流木対策、近年の大規模災害の発生、気候変動による大雨の発生頻度の増加を踏まえた治山事業の推進

- 地球温暖化防止に向けた森林の適正な整備や木材利用等、生物多様性保全の観点での渓流沿い等の森林の保全、気候変動への適応を踏まえた「保護林」の保護・管理等の推進



林業機械による伐採の様子（左）とコンテナ苗を利用した植栽の様子（右）



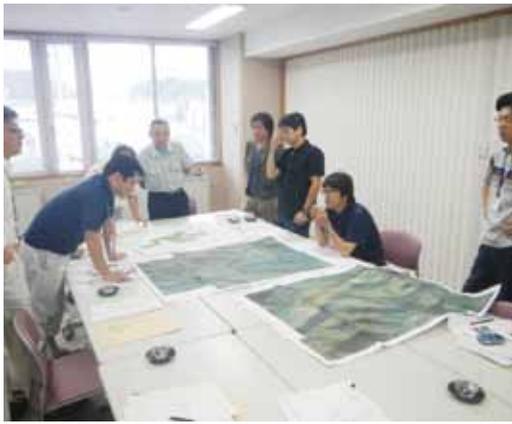
間伐材を使用した治山工事



上空から撮影した被災状況（左）と山地災害対策緊急展開チームによる現地調査の様子（右）

(2) 林業の成長産業化への貢献等

- 民有林における森林経営管理制度が円滑に機能するよう意欲と能力のある林業経営者の育成支援や市町村林務行政に対する技術的支援に取り組みなど、林業の成長産業化等への貢献
- 低コスト造林技術や先端技術を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の開発・実証等を積極的に推進



市町村森林整備計画の作成に向けた国有林職員による市町村支援の取組



小型無人航空機を活用したシカ防護柵の確認

(3) 「国民の森林」としての管理経営、地域振興への寄与等

- 国民の財産である国有林野をより開かれた「国民の森林」として管理経営
- 訪日外国人旅行者数の増加等を踏まえた、国有林野の観光資源としての活用の推進
- 東日本大震災からの復旧・復興について、海岸防災林の再生や避難指示解除等を踏まえた森林整備の推進



外国人旅行者向けにレクリエーションの森を紹介する英語版のホームページ



駒ヶ岳風致探勝林（レクリエーションの森）での登山の様子



東日本大震災による被災直後の状況（上）と植生基盤造成の状況（下・左側）

次期管理経営基本計画に基づく取組は、平成31年4月から始まります。その取組内容につきましては、翌年度の9月末までに「国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」として、毎年、林野庁ホームページで公表します。北海道から九州までの各森林管理局が、それぞれの地域の特性を踏まえて様々な取組を実施しておりますので、ご覧いただき、国有林野事業に関心を持っていただければ幸いです。

「国有林野の管理経営に関する基本計画」の公表について

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/keiki/181225.html>



国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況(国有林野事業の実施状況報告)

http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/jissi/index.html

